

厚生労働省和歌山労働局発表
平成23年1月12日

担当

厚生労働省和歌山労働局
労働基準部監督課
監督課長 田之上 英治
監督主任 加藤 穰
電話 073(488)1150
FAX 073(475)0113

建設工事現場に対し一斉パトロールを実施

厚生労働省和歌山労働局（局長 カンダヨシトミ 神田義宝）は、年末年始無災害運動^{*1}の一環として、和歌山県内の労働基準監督署において、12月1日から12月17日までの間に93の建設現場に対して一斉パトロールを実施した。

このパトロールは、追い込み期で労働災害が多発するおそれがある12月の建設現場の労働災害の減少を図ることを目的としたものである。

和歌山労働局においては、パトロールの結果に基づき、建設業事業者等の2団体に対し自主的な安全衛生管理活動の推進について協力要請を行った。

また、今後とも継続的に建設現場に対して重点的に監督指導等を実施することとしている。

1 法違反の状況

93の建設現場のうち、何らかの労働安全衛生法^{*2}（以下「安衛法」という。）違反が認められた現場は53であり、違反率は57.0%であった。なお、平成21年の同パトロールの違反率は35.8%、同じく平成20年の違反率は53.4%であった。

法違反のあった現場に対しては、是正勧告を行ったほか、13現場については使用停止等命令^{*3}による行政処分を行った。

2 最も多い法違反は、墜落防止措置義務違反

安衛法違反を指摘した現場について、違反の内容をみると、違反を指摘した139件（同一現場内で下請事業場など複数の事業場に対して指導を行ったケースを含む。）のうち、高所作業時における足場の手すりの未設置等の墜落防止措置義務違反が50%（70件）と依然として高い割合を占めた。墜落防止措置の法違反のうち17件（11現場）については危険箇所への立入禁止命令や足場上での作業停止命令などの行政処分を行った。

平成21年に和歌山県内において死亡労働災害は11件発生しており、そのうち建設業が5件（45%）を占め、このうち墜落を原因とする災害が3件を占めている。

他の違反内容としては、下請事業場への指導など元請が行うべき責務を行っていないものが18%（25事業場）、クレーン・建設機械に関する違反が8%（11事業場）と高い割合を占めた。

3 リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント^{*4}を実施している建設現場は41現場（44%）だった。建設業における労働災害のさらなる削減のために、和歌山労働局第11次労働災害防止推進計画においてリスクアセスメントの導入促進を重点事項として対策を推進している。

4 その他

県内における平成22年の労働災害による死者数は、昨年引き続き過去最少を更新する見通しである。

[参考]

一斉パトロールの結果は別添 1 のとおり。

県内における平成 22 年の死亡労働災害の状況は別添 2 のとおり。

[脚注]

* 1 年末年始無災害運動

中央労働災害防止協会が主唱し、平成 22 年 12 月 15 日から平成 23 年 1 月 15 日までの実施期間で今年度は「今一度 慣れた心に喝入れて 災害防げ年末年始」を標語として、各安全対策の実施を展開している。

* 2 労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することなどを目的とする法律。労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、機械等及び有害物に関する規制、罰則などが規定されている。

* 3 使用停止等命令

使用停止等命令とは、安衛法第 98 条に基づき、建築物・機械設備等について講ずべき措置を怠り法違反をしている場合で特に危険な状態が認められた場合に行う行政処分で、労働基準監督署が安全な状態を確認するまでの間、「危険な設備の使用停止」、「危険箇所での作業停止、立入禁止」処分等を行うものである。

* 4 リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいう。安衛法第 28 条の 2 では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされており、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要がある。

平成22年 和歌山局 建設工事現場一斉パトロール結果表

表1 実施結果と違反内容

実施現場	実施現場合計		93	現場		
	工事の種類	建築工事	33	現場		
		土木工事	60	現場		
		その他の工事	0	現場		
		国	14	現場		
	発注者	地方公共団体	52	現場		
		民間	24	現場		
		その他(旧公団等)	3	現場		
		5千万円未満	29	現場		
	請負金額	5千万～1億円未満	23	現場		
1億～5億円未満		33	現場			
5億～10億円未満		6	現場			
10億円以上		2	現場			
総労働者数		1～9人	56	現場		
	10～49人	32	現場			
	50人以上	5	現場			
実施結果	現場の違反状況	現場数	93	現場		
		違反有	53	現場		
		うち行政処分	13	現場		
	元請の違反状況	違反有	48	事業場		
		うち行政処分	11	事業場		
	下請の違反状況	違反有	45	事業場		
うち行政処分		8	事業場			
違反内容	項目		元請(事業場)		下請(事業場)	
			違反	行政処分	違反	行政処分
	元請の責務		24	1	0	0
	墜落防止対策	足場	14	5	9	3
		足場以外	14	7	16	2
	建設機械・クレーン		1	0	9	1
	土砂崩壊		0	0	1	0
	木材加工用機械		0	0	0	0
	型枠支保工		0	0	1	0
	粉じん作業		1	0	0	0
	電気による危険		0	0	0	0
	石綿		0	0	0	0
その他		15	0	13	2	
リスクアセスメント実施の有無			実施		未実施	
			41		52	

* 違反内容欄について、同一事業場に別項目の違反を指導した場合はそれぞれで計上している。
 * 実施結果欄の違反状況の行政処分は違反有の内数だが、違反内容欄の違反と行政処分とは別々に計上している。

表2 工事の種類別違反状況

工事の種類	監督実施現場数	違反有現場数	違反率(%)
建築工事	33	28	84.8%
土木工事	60	25	41.7%
その他の工事	0	0	0.0%
合計	93	53	57.0%

表3 工事の種類別違反状況

発注者	監督実施現場数	違反有現場数	違反率(%)
国	14	7	50.0%
地方公共団体	52	27	51.9%
民間	24	17	70.8%
その他(旧公団等)	3	2	66.7%

参考 過去建設工事現場一斉パトロール結果

	監督実施現場数	違反有現場数	違反率(%)
平成20年	73	39	53.4%
平成21年	67	24	35.8%

平成22年発生死亡災害一覧表 (平成23年1月11日現在速報値)

和歌山労働局

死亡累計	署	災害発生月	事業の種類	労働者規模	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	和歌山	2月	建築工事業	1～9人	墜落、転落	建築物、構造物	60歳代	軽作業者	30年以上 35年未満	店舗改装工事が中断し、長年放置されていた外部枠組み足場の解体作業中、足場3層目床上(高さ約5.2m)から、建て枠を持ったままコンクリートの地面上に墜落したものを。
2	御坊	2月	木材伐出業	30～49人	墜落、転落	その他の動力運搬機	40歳代	林業機械運転手	1年以上 5年未満	伐出場所に林内作業車を運転し材を取りに来るはずの被災者が来ないため、同僚が探しに行ったところ、作業用道路から約6m下の谷に林内作業車ごと転落し、下敷きになっている被災者を発見したものを。
3	新宮	3月	漁業	10～29人	おぼれ	水	60歳代	漁師	20年以上 25年未満	沖合約3キロメートルの位置で、水深約1メートルまで素潜りで潜水し、定置網の二段箱と呼ばれる箇所設けられた網を船上に引き上げるため直径12ミリのロープを結びつける作業に従事していたところ、被災者が海面にうつ伏せの状態ですり上がってきたものを。
4	和歌山	4月	道路貨物運送業	1～9人	交通事故(道路)	トラック	60歳代	運転者	40年以上	タンクローリーで田辺市本宮町に軽油の運搬を終え、帰社するため有田川町修理川の国道424号を走行中、ガードレールを突き破り約20m下の修理川に転落したものを。
5	和歌山	8月	新聞販売業	100～299人	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	50歳代	集金員	20年以上 25年未満	バイクで集金のため国道24号を走行中、本町四交差点で、右折してきた乗用車と衝突したものを。
6	橋本	9月	道路貨物運送業	1～9人	交通事故(道路)	トラック	60歳代	運転者	5年以上 10年未満	対向するトレーラーのけん引車が道路脇のフェンスに激突後、中央線を越え対向車線を走行していた被災者の運転席に激突。全身を強打し、病院に搬送されたが翌日死亡したものを。
7	和歌山	11月	その他の製造業	100～299人	交通事故(道路)	トラック	40歳代	運転者	10年以上 20年未満	名古屋方面へ商談に向かう途中、名阪国道路肩に駐車していたところ、後方より大型トラックに追突され、搬送先病院で死亡したものを。